

いわき市支援対象児童等見守り強化事業 業務委託仕様書

1 事業名

いわき市支援対象児童等見守り強化事業(以下「本事業」という。)

2 事業の目的

児童虐待リスクの高まりを踏まえ、子育て世帯が孤立しないよう支援するため、いわき市要保護児童対策地域協議会(以下「市要対協」という。)が中核となって、宅食等の支援を行う関係団体と連携し、市要対協に登録されている世帯等への訪問や食事の配達を通じて、支援ニーズの高い子ども等の状況を把握しながら見守り、虐待の未然防止や早期発見・早期支援につなげることを目的とする

3 契約期間

契約期間等は次のとおりとする

契約期間：契約締結日から令和9年3月31日まで

契約形態：委託契約

※なお、契約締結日から令和8年3月31日までに業務の運営に向けた業務準備及び引継ぎを行うものとする。業務準備および引継ぎ期間中における経費は受託者の負担とする。

4 対象者

本事業の対象者は、市や関係機関からの案内により、市に申込みのあった世帯(以下「利用世帯」という。)とする。案内する世帯は、次の各号に定める世帯とする。

- (1) 要対協の支援対象児童として登録されている対象児童等が属しており、かつ、事業の利用について、保護者及び児童が希望する世帯
- (2) (1)以外の対象児童等が属する世帯で、支援・見守りの必要があると市が認めた世帯

5 業務委託料

本業務の提案上限額は8,259千円とする(消費税及び地方消費税を含む)。

業務委託料には次のものを含むものとする。ただし、本業務とは別の補助等を受けて実施している事業で当該補助等により賄われている費用については、本業務の経費として重複して計上することはできない。

- (1) 本業務に係る職員の人事費
- (2) 配送する食品等の購入費
- (3) 食品等の配送に係る費用(燃料費、車輌リース料等)
- (4) 本業務実施施設に係る賃借料
- (5) 本業務の運営に係る費用(消耗品費、通信運搬費、光熱水費、食糧費、保険料並びに使用料及び賃借料など)

※自動車等、資産価値が委託期間終了後も残存する物の購入は委託料の対象外とする

6 委託内容

- (1) 業務内容

受託者は、本業務の目的や事業内容を十分に理解し、次の業務を実施すること

- ① 市から連絡があった世帯について、月4回程度の訪問により、対象児童等との面談により、児童及び家庭の状況等を確認する
- ② 利用世帯に弁当等を配達する。なお、1食あたり600円程度とし、回数は週1回を限度とし、世帯あたりの1回の配食数は対象児童等に子の保護者を加えた数を上限とする
- ③ 提供にあたっては原則として手渡しとする。声掛けを行い、生活全般に係る困りごと等について聞き取りを行う
- ④ 別途定める報告様式により報告書を作成し、翌月10日までに市へ事業実施内容を報告する。緊急性の高い事態の発生や、心配な情報を把握した場合、その他、市が求めた場合は、速やかに市に報告し、協議すること
なお、必要な情報としては以下が例である
 - ア 著しく痩せている、もしくは痩せてきている
 - イ 不自然なあざ・やけど・傷跡が見られる（子どもが怪我の理由を言いたがらない等）
 - ウ 季節にそぐわない、又は不潔な服装を着用している
 - エ 子どもに外傷がある場合、その状況等について保護者の説明につじつまが合わない
 - オ 子どもに対し高圧的（叱る・罵る・叩く等）な言動が見られる
 - カ 母親等他の家族にも不審なあざや傷がみられる
 - キ 家庭内の人間関係に変化が生じた（他人が出入りしている、同居親族が出て行った等）
- ⑤ 利用状況の管理
- ⑥ 上記業務以外で、委託費の範囲内において、本事業を実施する上でより有効となる独自の企画等があれば提案すること

(2) 対象数の目安

※本事業の直近1年間の実績は次のとおり

△	令和6年	令和7年											合計
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
世帯	11	12	14	16	16	14	17	16	18	18	18	17	187
児童	36	38	45	50	47	43	49	44	51	51	52	47	553
配食数	194	217	246	235	252	224	213	275	250	271	272	264	2,913

(3) 対象地域

市内全域とする

(4) 委託料の支払い

令和8年度の支払い回数は2回とし、初回は契約締結後速やかに、2回目は10月とし、適正な請求書を受け取った日から30日以内に支払う。

各回の支払金額は、契約額を2等分した額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を初回の支払分に合算）とする。

(5) 利用者負担

本事業に対する利用者の利用料は無料とする

(6) 訪問、配食時間等

訪問時間等は受託者と利用者と協議のうえ決定するものとし、調理済みの食事を提供する場合は、調理から喫食までの時間を考慮し配達するとの合わせ、配達後は保存方法の指導や、速やかな食

事を促すなど、食の安全に配慮すること。

また、事前のアセスメントで確認したアレルギー内容に配慮し、食事及び食品の提供を行うこと。

(7) 配食方法

食事又は食品の受渡しは対面による手渡しとし、必ず対象児童等との面談を行うこと

(8) 安否の確認

サービスの実施中、対象児童等の安否確認及びコミュニケーションに努めるものとし、異常を発見した場合は速やかに関係機関に連絡するものとする。

(9) 人員体制

受託者は、運営管理者のほか、資格要件は設けないが、児童の福祉の向上に理解と熱意を有すると認められる者で、子どもの生活相談に対応出来る者を配置すること。なお、従事者は兼務を可とする。

7 その他の条件等

(1) 再委託の制限

受託者が本業務の全てを第三者に委託することは禁止する。ただし、業務の一部（主たる部分を除く）について事前に書面で本市に申請し、承諾を得た場合は、この限りではない。

(2) 関係機関との連携

関係機関との連携を密にし、必要に応じて、利用者の支援体制構築のための関係者間の会議へも出席するものとする。

(3) 衛生管理

保健所等の監督官庁の指導を遵守し、集団給食としての衛生管理を徹底し、食中毒の防止に万全を期するものとする。

(4) 法令の遵守

受託者は、本業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。

(5) 個人情報の取扱い

利用者の個人情報については、遵守するものとする。

(6) 契約等からの暴力団等の排除

いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当する者は、当該契約等から排除するものとする。

8 その他

本仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は本市と受託者の双方が協議して決定する。